

審 第 2 1 4 9 号
答 申 第 2 2 7 号
平成 3 1 年 1 月 2 5 日

千葉県公安委員会
委員長 伊 藤 浩 一 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成 2 8 年 9 月 7 日付け公委（広）発第〇〇号による下記の諮問について、別紙
のとおり答申します。

記

諮問第 2 0 4 号

平成 2 8 年 7 月 2 4 日付けで審査請求人から提起された自己情報不開示決定
（平成 2 8 年 5 月 1 8 日付け広発第〇〇号）に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成28年5月18日付け広発第〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成28年3月25日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により「平成〇〇年〇〇月に〇〇警察署に届出をした事件番号H〇〇ー〇〇号の捜査内容と状況が解るもの」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求が、「警察本部長が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行告示」（平成18年千葉県警察本部告示第45号。以下「条例施行告示」という。）第4条第1項に規定する「開示請求をしようとする者が自己情報開示請求書を警察本部長に持参して提出する」方法によるものではなく、かつ、同条第2項に規定する「病気、身体の障害等真にやむを得ない理由により、自己情報開示請求書を警察本部長に持参して提出することにより開示請求を行うことができないと認められる場合」であることを証明するものの提出又は提示がないことを理由として、本件決定を行った。
- (3) 本件決定に対して、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、平成28年7月24日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 本件審査請求を受けて、諮問実施機関は、条例第47条第1項の規定により、平成28年9月7日付け公委（広）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書においておおむね以下のとおり主張している。

ア 審査請求の趣旨

本件決定を取り消し、請求内容に係る一切全ての全部開示するよう請求する。

イ 審査請求の理由

(ア) 本件開示請求に対して、平成〇〇年〇〇月〇〇日、千葉県警察本部自己情報開示センターへ電話して、平成〇〇年〇〇月〇〇日相談の上、教示された内容と違うことを申し出る。

(イ) 同日担当者から折り返し電話があり説明教示違いについて謝罪と今後につい

て改めて教示があった。

(ウ) よって、同日同センターへ住民票並びに自動車運転免許証を持参して出向くと担当者より自己情報の開示目的と開示内容を改めて確認されたものである。

(エ) 担当者は請求趣旨と目的について十分理解認識しており、各関係部署へ連絡協議の上、「開示請求書に下書き」をして当方に示し、及び自動車運転免許証の提示により本人確認をし免許証番号を控えて受理したものである。

(オ) それにも拘らず度重なり補正要求された。この補正要求に対して審査請求人は担当者に苦情並びに不作為を申し出る。

(カ) その結果、度重なる間違い及び遅延の不作為によるが、真摯に補正に応じたものである。よって、本件決定の理由には該当せず、不適切及び不法である。

(キ) ついては、不作為による審査請求も提出することから嚴重なる処分を申し立てる。

(2) また、審査請求人は、反論書においておおむね以下のとおりの主張をしている。

ア 反論趣旨

本件開示請求の趣旨及び目的に従い可及的速やかに全部開示するよう裁決を求める。並びに再捜査するよう求める。

イ 反論原因

平成28年3月25日付け平成〇〇年〇〇月〇〇警察署へ提出した契約文書偽造の被害届の事件捜査状況と内容について開示請求したが、本件決定により開示請求の目的を達せられなかった。よって、本件決定を改めて本件開示請求の趣旨と目的に従い全部開示するよう求める。

ウ 反論理由

(ア) 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇警察署へ提出した契約文書偽造事件の捜査状況と内容、送致日、送致番号について知るために本件開示請求をした。(事件番号H〇〇-〇〇〇号の事件受理簿のみではない)

(イ) 実施機関の担当者は開示請求の趣旨と目的を前年より十分理解しており、事件の状況と内容、〇〇検察庁への送致日・送致番号を知るには、事件番号H〇〇-〇〇〇号の事件受理簿を請求すればわかることから、請求用紙に鉛筆で下書きをして教示をし請求を受理したものである。

(ウ) 本件開示請求に至った理由は、平成〇〇年〇〇月事件発覚後、〇〇警察署へ被害届を提出受理されたものの事件の捜査内容及び捜査状況が全く不明で、何年も度重なる電話問い合わせ、訪署するも全く応じて貰えなかったことに起因する。

(エ) さらに、被害届を提出したにもかかわらず、被疑者名、同処分などまったく知られるどころか、契約文書偽造の被害は留まるどころか、現在においても、延々と続く被害及び損害(①〇〇②〇〇③携帯電話の契約変更等ができず高額な料金を支払っている④他の携帯会社等へ変更しようとしても乗り換えできない)を被っているものである。

(オ) 以上のことから何年も度重なり〇〇警察署に捜査を依頼するが全く応じても

らうことが叶わず、平成〇〇年〇〇月〇〇日警察本部情報公開センターを訪ねると担当者は、事件番号を〇〇署から聞いて〇〇検察庁へ行けば事件の捜査内容と状況が解るとの教示を受けた。

- (カ) よって、〇〇警察署で本事件の受理事件番号を聞き、〇〇検察庁へ行くと、全く違ったこととなり、当該検事より送致日と送致番号を聞いてくるようにとのことであった。
- (キ) 警察本部情報公開センターの担当者に電話すると情報開示請求するしかないとのことから同センターを訪れたところ担当者は確認の電話をした後で開示請求書に内容事項を下書きして開示請求書を受理したものである。
- (ク) 教示（下書きされた文字列）は、「事件受理簿を請求すれば送致日も送致番号も本事件の捜査状況も内容も全てわかる」とのことであった。担当者は断言して開示請求書に教示をして、開示請求書及び本人確認のために持参した住民票並びに自動車運転免許証を確認し当該免許証の番号を開示請求書の末尾に記載し受理した。
- (ケ) しかし、昨年の平成〇〇年〇〇月〇〇日のことがあったから心配となり、平成〇〇年〇〇月〇〇日担当者に電話して「事件受理簿を開示請求すれば捜査内容も状況も送致日も送致番号も本当にわかるんですか。間違いないんですか。」と再度確認すると「間違いありません」と回答した。
- (コ) しかし、不安を感じ、「〇〇月〇〇日受理された開示請求書の開示内容欄に「捜査内容と捜査状況が解るもの」と念のため書き加えて出したい」と申し出ると、担当者は「解りました」と答えた。
- (サ) よって、〇〇月〇〇日提出受理された開示請求書の写しの開示内容欄に「捜査内容と捜査状況が解るもの」と書き加えて郵便書留で送付したものである。
- (シ) 提出した開示請求書は〇〇月〇〇日付け本人確認し受理された収受印が押印されたものである。
 - ①〇〇月〇〇日 本人確認がされたものである。
 - ②受理する形式的要件も不備はない。
 - ③担当者が了承したことである。

エ 結論

- (ア) 以上のことから明らかなとおり、〇〇月〇〇日付け本人確認済みの上、受理（収受）されたことである。形式上不備は存在しない。問われることではない。さらに、担当者同意の基に了解されたことである。
- (イ) 職務専念義務の怠慢どころか職責不履行であり、被った被害は甚大であり回復することは至難である。
- (ウ) この結果、被った被害は甚大であり回復することは至難なことである。すべてはやるべきこと、やらなければならないことを全く行っていなかったことから発生し続けている２次被害を緊急に防ぐための捜査を求めるものである。
- (エ) 即刻にも、請求趣旨並びに目的に応じた全部開示すること、並びに再捜査することの決定を求めると同時に即座に行使（履行）することを求めるものであ

る。

4 実施機関の弁明要旨

弁明書において、実施機関はおおむね次のとおり主張している。

(1) 本件決定の内容

ア 審査請求人からの自己情報開示請求

審査請求人は、平成28年3月25日付けの、「平成〇〇年〇〇月に〇〇警察署に届出をした事件番号H〇〇-〇〇号の捜査内容と状況が解るもの」を請求内容とする自己情報開示請求書を、実施機関宛てに郵送したものである。

イ 審査請求人に対する補正要求

実施機関が、開示請求書の請求内容を確認したところ、同請求が自己情報開示請求書のみを郵送する開示請求であったため、請求者の本人確認が実施できず、また、郵送による開示請求の場合に必要な、窓口等で請求することが困難な理由を証する書類や住民票の写しの提出がないことが明らかとなった。

したがって、実施機関は、審査請求人に対して上記資料の提出を求めるために補正要求を行ったものの、同人から窓口等で請求することが困難な理由を証する書類等の提出がなされなかったものである。

(2) 本件決定の理由

ア 自己情報開示請求に係る請求手続

(ア) 条例では、自己の個人情報の開示請求をするに際し、他人の個人情報を開示することがあってはならないことから、条例第16条第2項に「開示請求をしようとする者は、実施機関の定めるところにより、自己が開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。」とされており、第三者による不正な請求を防止するため厳格な「本人確認」の要件が定められている。

(イ) また、条例施行告示第4条第1項では、「開示請求は、開示請求をしようとする者が自己情報開示請求書（次条第1項に規定する自己情報開示請求書をいう。次項において同じ。）を警察本部長に持参して提出することにより行うものとする。」、さらに、同条第2項では、「前項の規定にかかわらず、開示請求をしようとする者が、病気、身体の障害等真にやむを得ない理由により、自己情報開示請求書を警察本部長に持参して提出することにより開示請求を行うことができないと認められる場合にあっては、自己情報開示請求書を送付し、又は他の者に持参させることにより行うことができる。」と定められており、自己情報開示請求は原則として送付等による請求を認めていない。

(ウ) したがって、自己情報の開示請求をする場合には、「開示請求をしようとする者が、病気、身体の障害等真にやむを得ない理由により、窓口等で請求することが困難であると認められる」場合を除き、自己情報開示請求書と請求する個人情報の本人であることを証明する書類を持参の上、請求窓口において請求手続をする必要がある。

イ 審査請求人に対する補正要求の手続

(ア) 自己情報開示請求を行う場合には上記手続を行う必要があるが、審査請求人は請求窓口で請求を行わず、自己情報開示請求書のみを実施機関に郵送したものであり、条例第16条第3項「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認められるとき又は前項の規定による書類の提出若しくは提示がないとき若しくはその内容に不備があると認められるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」に基づいて、同人に対して、請求窓口での開示請求を行うか、または請求する個人情報の本人であることを証明する書類及び窓口等で請求することが困難であると認められる理由を証明する書類等の提出を求める補正要求（以下「本件補正要求1」という。）を平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで行ったものである。

(イ) 審査請求人から本件補正要求1に対して、あくまでも郵送での開示請求手続を求めて、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの「自己情報開示請求に関する補正について」と題する書面、「国際運転免許証を複写したもの」及び「住民票の写しを複写したもの」が送付された。しかしながら、その際に同人から、窓口等で開示請求することが困難であると認められる理由を証明する書類の提出がなかったことから、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで再度補正要求（以下「本件補正要求2」という。）を行ったものの、定めた期間内に窓口等で請求することが困難であると認められる理由を証明する書類等の提出がなされなかったものである。

ウ 不開示の決定

以上のとおり、審査請求人に対して、2回の補正要求を実施するも、郵送による自己情報開示請求に必要な書類の提出がなされず、同人からの自己情報開示請求手続における形式上の不備が解消されなかったことから、本件決定を行ったものである。

(3) 審査請求人の主張に係る実施機関の判断

ア 本件は、審査請求人が行った郵送による自己情報開示請求手続において、最も厳格にすべき開示請求者本人の確認がなされず、条例で定める開示請求手続の要件を具備していなかったことから、これを解消すべく行った2回の補正要求にいずれも審査請求人は応じなかったものであり、本件決定は適正である。

イ 審査請求人は、本件審査請求書において、実施機関の職員に対する苦情及び不作為等を理由に本件決定以外の内容について申し立てているものであり、本件審査請求は、本件決定に係る審査請求であることから、同理由に関して弁明する必要はないものと判断する。

5 審議会の判断

(1) 本件開示請求の経緯について

ア 本件開示請求は、審査請求人が、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで実施機関に対し

「私が平成〇〇年〇〇月に〇〇署に届出した事件番号H〇〇ー〇〇の事件受理簿」の開示請求（以下「当初開示請求」という。）を行っていたところ、さらに、同月25日付けで「平成〇〇年〇〇月に〇〇警察署に届出をした事件番号H〇〇ー〇〇号の捜査内容と状況が解るもの」と請求内容欄に記載された自己情報開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）を郵送により実施機関に提出したものである。

イ なお、当初開示請求については、実施機関の窓口において審査請求人が身分証明書を提示した上で開示請求書を提出していたものであり、これに対し、実施機関は平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで部分開示決定を行っている。

（2）本件開示請求の取扱いについて

ア 本件開示請求の趣旨について、審査請求人は、前記3（2）ウの（コ）及び（サ）のとおり、本件開示請求を郵送により行うことについては実施機関の窓口の担当者が了承したため、当初開示請求に係る開示請求書の写しに「捜査内容と捜査状況が解るもの」と書き加えて提出したものであり、本件開示請求は当初開示請求に追加されたものとして取り扱うべきである旨を主張する。

イ この点について、審査請求人から実施機関に郵送された本件開示請求書を確認したところ、当初開示請求に係る開示請求書の写しに請求内容が書き加えられたものではなく、改めて活字印刷により作成されたものであり、請求内容欄には本件開示請求の内容のみ明記されていることが認められた。

また、審査請求人は、当初開示請求に対する部分開示決定（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）が行われたのち、本件補正要求2に対する平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの回答書面において、本件開示請求の内容を当初開示請求に含めて取り扱うべき旨を主張するとともに、当初開示請求の請求書の写しの請求内容欄の余白部分に手書きで「及び捜査内容と捜査状況が解るもの」と追加記載したものを添付し、実施機関へ郵送し提出していることが認められた。

なお、審議会が実施機関に対し請求当時の状況について確認したところ、審査請求人から本件開示請求を郵送で行うことについての事前連絡等は受けておらず、また、本件開示請求書の受理後も審査請求人への電話連絡が通じず口頭による確認ができなかった旨の説明があった。

ウ 一般に、開示請求書の記載内容だけでは請求対象となるかどうか直ちに判別できない行政文書が存在する場合、開示請求者に確認した上で当該文書を請求対象に含めるといった取扱いは考えられるものの、本件については、前記イの経過等を踏まえると、当初開示請求の対象に本件開示請求書の請求内容を追加すべきであったとするまでの事情は見当たらないというほかなく、そうすると、実施機関が本件開示請求書を当初開示請求とは別個の開示請求として取り扱ったことについて違法又は不当な点は認められない。

（3）本件決定の妥当性について

ア 条例において、自己情報の開示請求をしようとする者は実施機関の定めるところにより開示請求書を提出しなければならない旨が規定されているところ（条例

第16条第1項)、実施機関においては、条例施行告示第4条第1項により、開示請求書を実施機関に持参して提出することにより行うものとする旨を規定しており、例外として、同条第2項により、「開示請求をしようとする者が、病気、身体の障害等真にやむを得ない理由により、自己情報開示請求書を警察本部長に持参して提出することにより開示請求を行うことができないと認められる場合」においては、送付による請求を行うことができることとしている。

イ これを本件についてみると、前記(2)ウのとおり本件開示請求が当初開示請求とは別個の開示請求であるという前提のもと、本件決定及び本件審査請求に係る関係文書を見分する限りでは、審査請求人が「病気、身体の障害等真にやむを得ない理由」によって本件開示請求書を持参できないとする特段の事情は見当たらない。

ウ したがって、本件開示請求に対し、条例施行告示第4条第1項及び第2項の規定による要件を満たさないものとして2回の補正要求を行ったもののなお当該要件の不備が解消されないとして条例第21条第2項の規定により不開示とした実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 9月 9日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
平成28年10月13日	反論書の写しの受理
平成30年10月25日	審議（平成30年度第6回第2部会）
平成30年11月16日	審議（平成30年度第7回第2部会）
平成30年12月21日	審議（平成30年度第8回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
石井 徹哉	千葉大学副学長	
中曽根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者